平成２１年（フ）第１７９１８号
東京都世田谷区経堂４丁目35―６
破産者　中村美由紀
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２６号
静岡県浜松市中区木戸町６―１―106
破産者　小幡由季子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５０８号
千葉県野田市木間ケ瀬5802―８
破産者　真喜屋清美
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５７３号
東京都品川区東品川４丁目12―９―1507、開始決定時の住所東京都文京区小石川２丁目19―６―202
破産者　稲生さやか
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６８２号
東京都墨田区立花６丁目８―２―1213
破産者　及川　　潔
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字上野台108―５町営上野台団地３号棟306
破産者　鈴木　正寿
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４４号
東京都世田谷区八幡山３丁目37―18―301
破産者　富田　　一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８９号
千葉県市原市辰巳台西４丁目１―５―404
破産者　下村眞喜子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９１３号
東京都府中市新町３丁目１―13―301
破産者　野原きみえ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９１４号
東京都多摩市永山６―16―８―105、住民票上の住所東京都府中市北山町１丁目11―２
破産者　野原　恒一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９７４号
福島県福島市北中央１丁目20
破産者　金木　　洋
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９７８号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―１―807
破産者　澤向　隆造
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７４号
東京都葛飾区亀有３丁目11―15―401
破産者　若林　　剛
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３１１号
東京都江戸川区南葛西４―８―17―101
破産者　宇田　明彦
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３３４号
東京都練馬区石神井町２丁目３―３―304
破産者　早助　　光
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３７０号
茨城県小美玉市竹原988―７
破産者　遠藤　有香
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６１２号
東京都武蔵野市西久保３丁目12―18、開始決定時の住所東京都武蔵野市中町２丁目16―１―302
破産者　山中　　巖
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７１３号
東京都東大和市向原４丁目３―14―103
破産者　宮戸　義明
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７９４号
東京都葛飾区西新小岩３丁目33―２
破産者　茂野　静子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９９４号
東京都板橋区徳丸６丁目３―４―401
破産者　菱沼　克美
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８０１号
埼玉県蕨市北町４丁目５―10―Ｂ２―203
破産者　島田　重夫
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８３５号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２―63、開始決定時の住所東京都世田谷区東玉川２丁目33―15―205
破産者　森脇　健仁
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部